別紙様式第二十六　（平23財令96・全改、令元財令９・令２財令68・一部改正）

資産負債状況報告書

（　　年　月末現在）

報告大臣等
（日本銀行総裁）

報告区分に○（数字は計算ID）

外貨建	円建	
011	041	本邦部分
012	042	うち特金勘定分
014	044	本邦証券投資信託分
013	043	海外部分

報告ID（３桁）	
金融機関コード（５桁）	

報告年月日：
報告者：

報告先：財務省理財局長
処理期限：年　月　日

考査及び
代理者の氏名
検　査　員
責任者の氏名
電話番号の氏名（電話番号）

（単位：百万円未満切捨、億円）

資　産	コード	残　高		うち中長期		負　債	コード	残　高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
預金・預け金	0010					借り金	0030				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0090					買入金	0100				
貿易手形	0150					有価証券	0110				
輸出手形	0160					未払送金為替	0180				
輸入手形	0170					本支店勘定	0190				
うちユーザンス	0175					外国関係金融機関等勘定残高	0200				
買付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
外国関係金融機関等勘定残高	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0230										

〈記入要領〉

1　数字により記入すること。

2　「責任者の氏名」欄には、報告の確認について責任者とした者の氏名を記入すること。

3　本報告書は、毎月末日における外国為替に係る資産及び債務を対象（本邦所在勘定及び円建勘定を除く。）とし、次に掲げる区分に従い作成すること。なお、本邦所在者の外国通貨については、邦貨に換算のうえ、記入すること。

(1)　「外貨建本邦部分」：本邦内の外貨建資産及び外貨建負債（決済勘定を保有する銀行等が自社勘定で行うものを除く。）を対象とする。

(2)　「円建本邦部分」：本邦内の非居住者に対する本邦通貨建資産（輸入手形を含む。）及び本邦通貨建負債（決済勘定を保有する銀行等が自社勘定で行うものを除く。）並びに非居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、貿易関係金融申請書に記載されているものを対象とする。

(3)　「うち特金勘定分」：特定金銭信託勘定（証券投資勘定のみ）を対象とする。

(4)　「外貨建本邦証券投資信託分」：本邦内の居住者、有価証券の発行及び金融商品の販売に係るものを対象とする。

(5)　「円建本邦証券投資信託分」：本邦内居住者に対する金融の仲介、有価証券の発行及び金融商品の販売に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。

(6)　「外貨建海外部分」及び「円建海外部分」：海外店を含む本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「負債部分」の報告書には「預金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。

4　「うち中長期」欄には、「証券投資勘定」等を除くものを記入すること。

5　「輸入手形」の「うちユーザンス」欄は、当該利息を確定できる場合に記入すること（確定できない場合には記入をしなくても差し支えない。）。

（日本産業規格Ａ４）